

株式会社G&Dアドバイザーズ

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号	株式会社G&Dアドバイザーズ
住所	〒101-0047東京都千代田区内神田3-15-10 東海神田ビル2階
TEL	03-6417-4257
金融商品取引業者	当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。 登録番号：関東財務局長（金商）第1756号

○投資顧問契約の概要

- ①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○助言の内容及び方法並びにその回数

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行います。

会員区分Ⅰ：単体スポットプラン

①メール及び電話等の配信による助言の場合

顧客からの申込みに応じ、相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測について、電子メール（個別）、電話による相談、助言を行います。

②インターネット上での配信による助言の場合

契約期間中、当社が発行するID・ログインパスワードを利用し、当社が指定するサイトを通じて、相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測について掲載された専用ページの閲覧ができます。情報は随時更新します。

③対面による助言の場合

顧客からの申込みに応じ、相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測について、対面による相談、助言を行います。

サポートを含めた契約期間は、12か月となります。

会員区分Ⅱ：期間契約プラン

ビギナープラン

情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、契約期間中である3ヵ月の間、毎月、1銘柄から4銘柄の相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供しま

	す。なお、当該プランは当社と初めて契約を行う顧客に対してのみ提供します。
スタンダードプラン	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月、5銘柄から9銘柄の相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。
マスタープラン	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月、10銘柄から14銘柄の相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。
デラックスプラン	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月、15銘柄から19銘柄の相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。
プレミアムプラン	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月、20銘柄から25銘柄の相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。
会員区分Ⅲ：成果報酬プラン	
1ヵ月コース契約（30日）	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月毎月最低5銘柄以上で、かつ当該期間中においては無制限に相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。
3ヵ月コース契約（90日）	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月毎月最低5銘柄以上で、かつ当該期間中においては無制限に相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。
6ヵ月コース契約（180日）	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月毎月最低5銘柄以上で、かつ当該期間中においては無制限に相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。
1年コース契約（360日）	情報公開ページもしくは、顧客個別への電子メール・電話にて、毎月毎月最低5銘柄以上で、かつ当該期間中においては無制限に相場動向及び当社が推奨する個別銘柄に係わる株式価値の分析やチャート分析による今後の動向予測を提供します。

○報酬等について

①投資顧問契約による報酬

お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

会員区分Ⅰ：単体スポットプラン

情報提供料金（消費税込）3,000円～300,000円

顧客の求めに応じ電子メールまたはインターネット上に提供した情報の質及び内容に応じて、3,000円から300,000円の間の金額とします。

報酬額は、提供する銘柄数、レポートの内容の密度、サポート方法、サポート期間などを総合的に勘案して決定します。

会員区分Ⅱ：期間契約プラン

ビギナープラン	3ヵ月コース（90日）契約	150,000円
スタンダードプラン	1ヵ月コース（30日）契約	100,000円
	3ヵ月コース（90日）契約	270,000円
	6ヶ月コース（180日）契約	480,000円
	1年コース（360日）契約	840,000円
マスタープラン	1ヵ月コース（30日）契約	150,000円
	3ヵ月コース（90日）契約	405,000円
	6ヶ月コース（180日）契約	720,000円
	1年コース（360日）契約	1,260,000円
デラックスプラン	1ヵ月コース（30日）契約	200,000円
	3ヵ月コース（90日）契約	540,000円
	6ヶ月コース（180日）契約	960,000円
	1年コース（360日）契約	1,680,000円
プレミアムプラン	1ヵ月コース（30日）契約	300,000円
	3ヵ月コース（90日）契約	810,000円
	6ヶ月コース（180日）契約	1,440,000円
	1年コース（360日）契約	2,520,000円

※上記の報酬には、消費税が含まれるものとします。

会員区分Ⅲ：成果報酬プラン

1ヵ月コース契約（30日）	基本金額＋成功報酬をお支払い頂きます。 基本金額は、金50,000円（消費税込）とします。 成功報酬は、以下の規定に基づき算出します。
3ヵ月コース契約（90日）	基本金額＋成功報酬をお支払い頂きます。 基本金額は、金150,000円（消費税込）とします。 成功報酬は、以下の規定に基づき算出します。
6ヵ月コース契約（180日）	基本金額＋成功報酬をお支払い頂きます。 基本金額は、金300,000円（消費税込）とします。 成功報酬は、以下の規定に基づき算出します。
1年コース契約（360日）	基本金額＋成功報酬をお支払い頂きます。 基本金額は、金600,000円（消費税込）とします。

成功報酬は、以下の規定に基づき算出します。

(1) 成功報酬は、当社が提供した個別銘柄の情報に基づき顧客が当該個別銘柄を売買した結果、顧客が得た利益の20%（消費税込）とします。なお、千円未満は切り捨てるものとします。

(2) 顧客が得た利益とは、顧客の売買差益から、売買手数料・源泉所得税・消費税・信用取引金利（以下「費用等」といいます。）を差引いた金額のことを言い、1銘柄ごとの精算とします。

(3) 助言に従った売買により損失が発生した場合は、次回以降の助言銘柄で生じた純利益から損失額を控除した金額を基準に上記(1)の報酬額を算定し、本契約終了に至るまで、助言銘柄で生じた純利益から同損失額に満つるまで同様に控除します。契約を継続して行う場合には、損失額を繰り越すものとします。また、契約終了後、6か月以内に再度本契約を申し込む場合にも、損失額を繰り越すものとします。

(4) 当社の助言に基づき買付けた有価証券について、当社が益出し売買の助言をしたにも関わらず顧客の意思で反対売買をしなかった場合には、反対売買の助言の翌日の寄付値にて反対売買を行ったものとみなし顧客の売買損益を計算します。

(5) 当社が益出し売買の助言をする前に顧客の意思で反対売買をした場合は、反対売買の価格にて顧客の売買損益を計算します。

(6) 顧客が保有している有価証券について新株が無償交付された場合には、修正価格増加後の保有株式総数を基準に顧客の売買損益を計算します。

(7) 契約期間満了日又は中途解約日の手持ち有価証券については、契約期間満了日又は中途解約日の寄付値で顧客の売買損益を評価します。（契約更新の場合はその限りではありません。）

(8) 当社は、契約期間中の取引残高報告書等（写しも可。）を顧客より徴求し、売買状況を確認します。取引残高報告書等が顧客より提出されない場合には、当社の売買助言記録に基づき顧客の売買損益を算出します。ただし、助言による買い付けをしてない場合には、売買損益が発生しないので、算出対象といたしません。

②その他の費用 インターネット通信回線費・顧客側から電話を掛けた場合の電話代

○報酬の支払時期及び方法

会員区分Ⅰ：単体スポットプラン

契約時に一括前払いにて当社へお支払い頂きます。

顧客は、クレジット支払い又は当社指定の銀行口座へ振込む方法（振込手数料は顧客負担）にてお支払い頂きます。

会員区分Ⅱ：期間契約プラン

報酬は、契約時に一括前払いにて当社へお支払い頂きます。

顧客は、クレジット支払い又は当社指定の銀行口座へ振込む方法（振込手数料は顧客負担）にてお支払い頂きます。

会員区分Ⅲ：成果報酬プラン

基本金額は、契約時に一括前払いにて当社へお支払い頂きます。成功報酬は契約終了日に契約期間における顧客の売買損益を計算し、最終売買日の受渡日の3営業日後までに、報酬をお支払い頂きます。顧客は、クレジット支払い、又は当社指定銀行口座へ振込による方法（振込手数料は顧客負担）にてお支払い頂きます。

【振込先】

金融機関名：三菱東京UFJ銀行

支店名：渋谷支店

口座番号：普通0124481

口座名義：カ) ジーアンドディーアドヴァイザーズ

○有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

①株式 株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

②株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③信用取引等 信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

④信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

①クーリング・オフ期間内の契約の解除

（１）お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

（２）契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。電磁的記録の場合は、お客様が当該記録媒体を送付した日となります。

（３）契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を受領することとし、当社が支払いを受けた前払い金額から当該費用を控除した残額を返金することとします。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：当社は、解約の申し込み時点までの情報提供料金を頂戴致します。当社の報酬は、お客様と締結した契約の類型毎に以下の計算式に基づき計算して算出します。なお、返金に際しての振込手数料は、お客様の負担とします。

【単体スポットプラン】

・提供した銘柄数÷契約時に提供を約束した銘柄数×契約金額。

なお、上記報酬の算出に際して生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。

【期間契約プラン】

・日割り計算した報酬額＝契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約開始日から解除日までの日数（暦日ベースにて計算）

なお、上記報酬の算出に際して生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。

【成果報酬プラン】

・日割り計算した基本報酬額とする。

・日割り計算した基本報酬額＝契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約開始日から解除日までの日数（暦日ベースにて計算）

②クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の7日前までにメール又は書面による意思表示で契約を解除できます。当社は、解約の申し込み時点までの情報提供料金を頂戴致します。当社の報酬は、顧客と締結した契約の類型毎に以下の計算式に基づき計算して算出します。なお、返金に際しての振込手数料は、顧客の負担とします。

【単体スポットプラン】

・提供した銘柄数÷契約時に提供を約束した銘柄数×契約金額。

なお、上記報酬の算出に際して生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。

【期間契約プラン】

・日割り計算した報酬額＝契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約開始日から解除日までの日数（暦日ベースにて計算）

なお、上記報酬の算出に際して生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。

【成果報酬プラン】

・日割り計算した基本報酬額とする。

・日割り計算した基本報酬額＝契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約開始日から解除日までの日数（暦日ベースにて計算）

○電磁的方法による申込み当契約の締結にあたっては、業者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を、電気通信回路を通じてお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法によります。

○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③当社が、投資助言業を廃業したとき
- ④お客様が投資顧問契約及び当社が別途定める利用規約等の条項又は記載内容のいずれかに違反した場合。
- ⑤お客様が法令に違反した場合。
- ⑥お客様が、報酬の支払いを滞納したとき。
- ⑦お客様が、当社の業務の運営又は維持を妨げている場合。
- ⑧お客様が、公租公課の滞納処分、仮差押え、仮処分、差押え等を受けた場合。
- ⑨お客様が、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立て又は申し立てられた場合

○禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - （１）有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - （２）有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - （３）次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

○会社の概要

- ①商号 株式会社G&Dアドバイザーズ
- ②住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-15-10 東海神田ビル2階
- ③業務内容 投資助言業
- ④登録番号 関東財務局長（金商）第1756号
- ⑤資本金 600万円
- ⑥役員の氏名 代表取締役 中村康之
- ⑦主要株主 株式会社プライムリサーチ

- ⑧分析者・投資判断者 伊東聡・内田晋也
 - ⑨助言者 伊東聡・内田晋也
 - ⑩当社への連絡方法、及び苦情等の申出先
- 以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-6417-4257（土日祝日を除く、月曜日から金曜日まで午前8時30分～午後6時）

eメールアドレス info@jkja.jp

○当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、社団法人日本証券投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

○当社の苦情処理措置について

①当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- （1）お客様からの苦情等の受付
- （2）社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- （3）解決案のご提示・解決

②当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- （1）お客様からの苦情の申立
- （2）会員業者への苦情の取次ぎ
- （3）お客様と会員業者との話し合いと解決

○当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾